

第2期宮古市成年後見制度利用促進計画



令和6年3月
宮古市



はじめに

宮古市は、『森・川・海』とひとが調和し共生するやすらぎのまち」を都市の将来像として掲げ、豊かな自然とひとが調和し共生することにより、心の豊かさやゆとりを実感し、自らの個性と能力を発揮していくことのできるまちづくりに取り組んでいます。

その取組のひとつとして、少子高齢社会の急速な進行に対応するため、すべての市民が生涯にわたって心身ともに健やかな生活を送り、地域の活動に参画し活躍できる、健やかで心豊かな人を育むまちづくりを推進しています。

成年後見制度は、認知機能の低下や知的障がい、その他精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない方の権利や生活を守るための重要な手段であり、本制度の利用を含めた権利擁護支援を進めていくことは、宮古市が目指す都市の将来像の実現に必要な取組であります。

令和3年度に策定した第1期宮古市成年後見制度利用促進計画では、「誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしく暮らせるまち」を理念に掲げ、令和4年度に宮古圏域成年後見センターを設置し、権利擁護支援を必要とする方を早期に支援に繋ぐ仕組みづくりや、本人の意思が尊重され安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組んでまいりました。

今後は、これまで取り組んできた権利擁護支援をさらに充実させ、本人の意思が尊重され安心して暮らすことのできる地域づくりのための施策を展開してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました宮古市障害福祉推進委員会をはじめ、貴重なご意見をいただきました、市民の皆様、関係機関・団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

宮古市長 山 本 正 徳

－ 目 次 －

成年後見制度とは	1 ページ
1 計画の目的	5 ページ
2 計画の概要	5 ページ
(1) 計画の位置づけ	
(2) S D G s (持続可能な開発目標) との関係性	
(3) 計画の期間	
3 本市の現状	8 ページ
(1) 高齢者人口・高齢化率の推移	
(2) 高齢者人口の推計	
(3) 高齢者世帯の状況	
(4) 要介護認定者数の推移	
(5) 障がい者の推移	
(6) 成年後見制度の利用状況	
(7) 成年後見制度の認知度	
(8) 成年後見制度の利用希望	
(9) 成年後見制度を利用するために必要な取組	
4 本市の課題	16 ページ
(1) 人口減少・高齢化への対応	
(2) 権利擁護支援への対応	
(3) 制度理解への対応	
5 成果目標と成果指標の達成状況	17 ページ
6 本市の取組み	18 ページ
(1) 計画の理念	
(2) 計画における取組目標	
(3) 計画の体系	
7 具体的な取組みと成果指標	22 ページ
8 計画の進行管理	27 ページ
参考資料	28 ページ

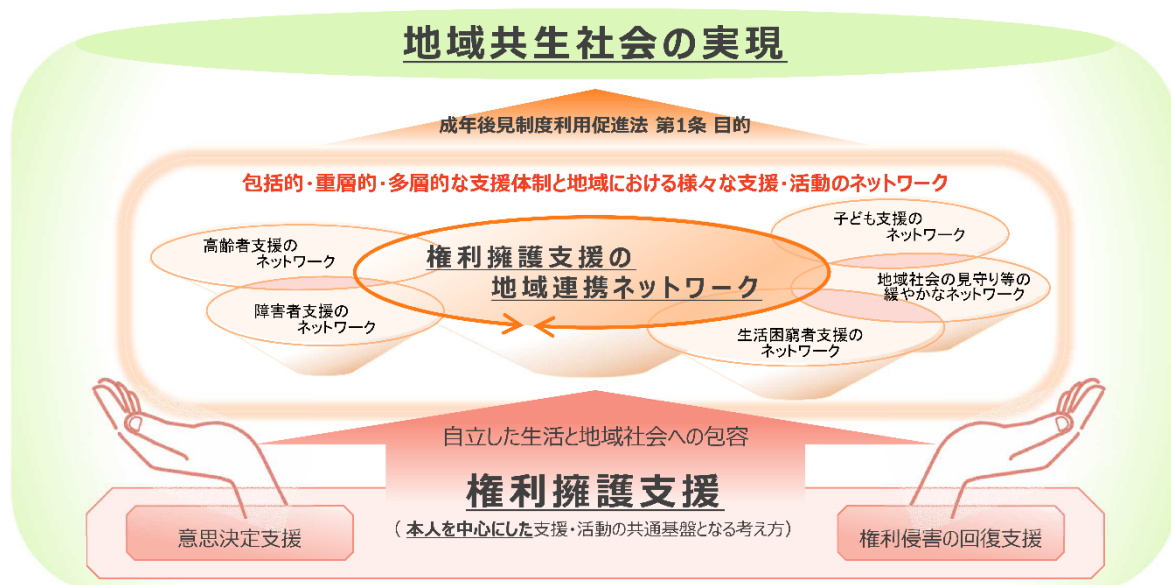
■成年後見制度とは

平成 12 年に始まった成年後見制度は、認知機能の低下や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方が地域でその人らしく生活ができることを目的とした、財産管理や身上保護を成年後見人等が行う仕組みであり、高齢者等の消費者被害や虐待等の権利侵害防止にも効果のある制度です。

地域共生社会（地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくこと）づくりに向けた権利擁護支援の手段の 1 つと言えます。

平成 28 年 5 月には、成年後見制度の更なる利用促進を図るとともに意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善していくことを目的として、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「利用促進法」といいます。）が施行され、令和 4 年 3 月には、国において、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国基本計画」といいます。）が閣議決定されました。

国基本計画では、地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとされています。



【国基本計画の基本的な考え方】

- 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進。
- 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等。
- 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり。

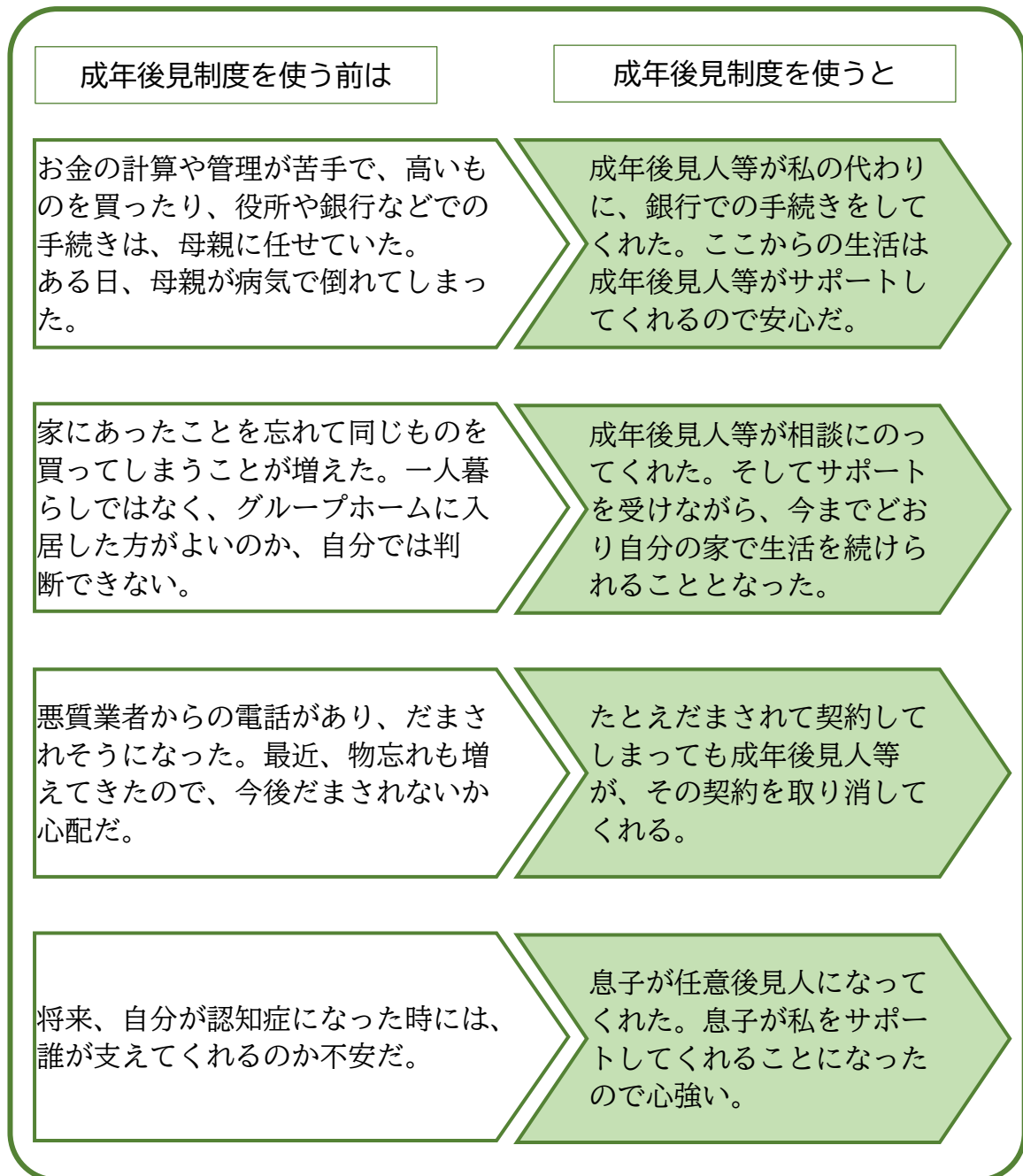
※内閣府 成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要

【国基本計画の施策の目標】

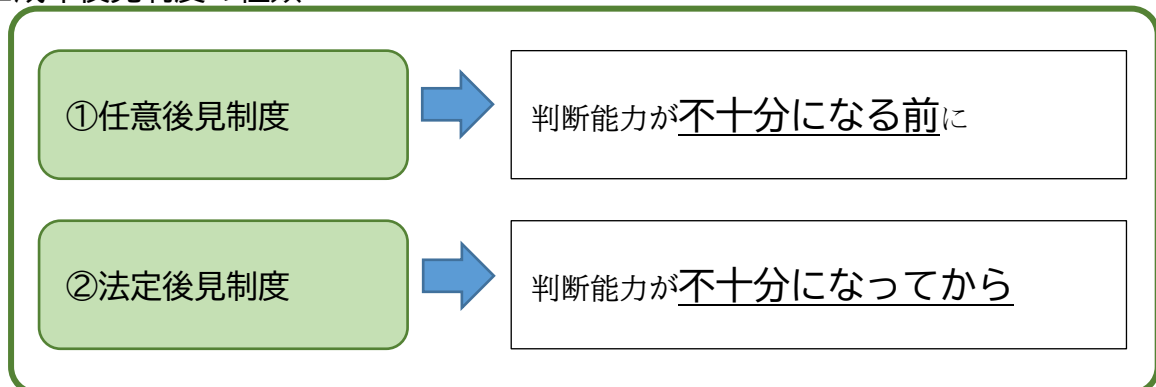
- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やK P I（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。成年後見制度利用促進専門家会議は令和6年度に中間検証を実施する。

※内閣府 成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要

■成年後見制度の利用について



■成年後見制度の種類

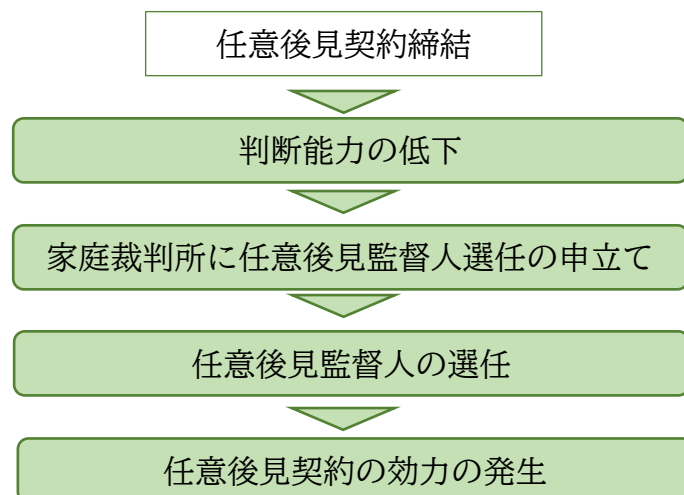


①任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続きや費用については、最寄りの公証役場におたずねください。

ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申立てることができるのは、ご本人やその配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者です。



②法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為(※1)	申立てにより裁判所が定める行為(※2)	借金、相続の承認など、民法13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為(※3)	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。

※2 民法13条第1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

1 計画の目的

利用促進法第14条第1項で、市町村は、国基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

本計画は、本市における成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

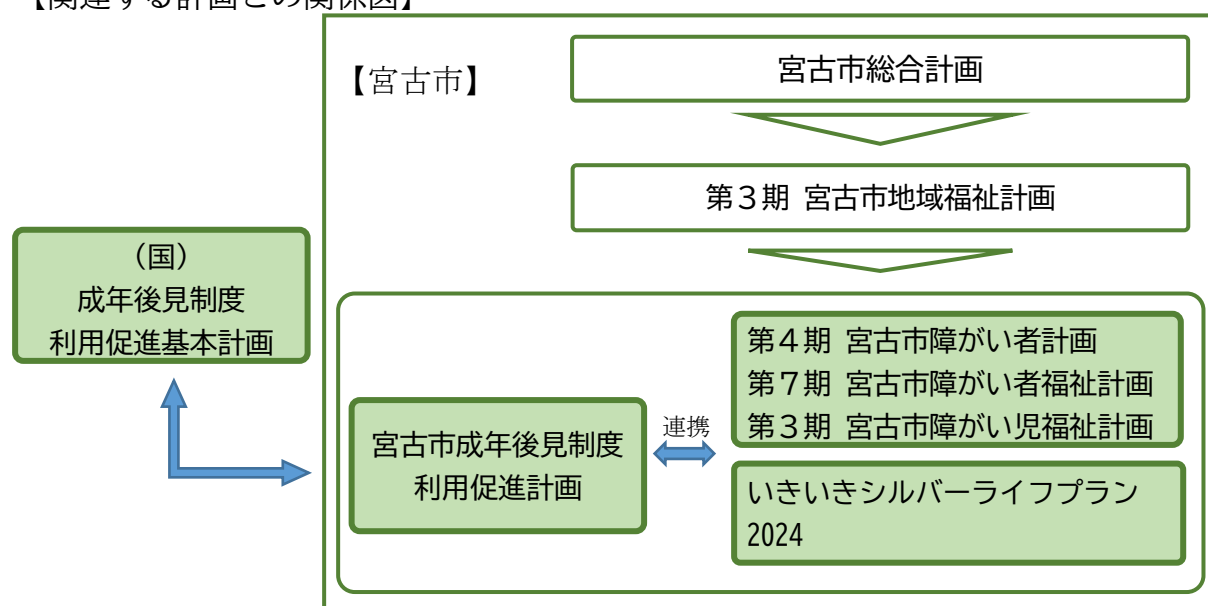
2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国基本計画と整合性を図りつつ、本市の成年後見制度の利用の促進に関する事項についての基本的な計画を定めるものです。

また、本市の総合的な方向性を示した宮古市総合計画をはじめとして、「第3期宮古市地域福祉計画」と一体的に連動して取組み、「いきいきシルバーライフプラン2024」、「第4期宮古市障がい者計画・第7期宮古市障がい者福祉計画・第3期宮古市障がい児福祉計画」、その他関連計画との整合及び連携を図ります。

【関連する計画との関係図】



(2) SDGs（持続的な開発目標）との関係性

SDGsは、発展途上国と先進国が共に取組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」という基本方針は、本市の総合計画において、まちづくりの基本的な考え方として、すべての市民を社会の構成員として包み支え合う「共創」のまちづくりを掲げています。

本計画では、成年後見制度の利用を促進することで、SDGsの達成につなげていきます。

＜本計画に関連するSDGsの目標＞	
1 貧困をなくそう	
3 すべての人に健康と福祉を	
10 人や国の不平等をなくそう	
16 平和と公正をすべての人に	
17 パートナーシップで目標を達成しよう	

ゴール	関連するターゲット
1	<1.4>2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性の経済的資源に対する同等の権利、ならびに基本的サービス、オーナーシップ、及び土地その他の財産、相続財産、天然資源、適切な新規術、及びマイクロファイナンスを含む金融サービスへの権利を確保する。
3	<3.8>すべての人々が、経済的リスクに対する保護、質が高く不可欠な保険サービスや、安全・効果的で質が高く安価な必須医療品やワクチンを利用できるようになることを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを達成する。
10	<10.2>2030年までに年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教あるいはその他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
16	<16.7>あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
17	<17.17>さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 世界を変えるための17の目標



(3) 計画の期間

計画の期間は、「いきいきシルバーライフプラン 2024」、「第4期宮古市障がい者計画・第7期宮古市障がい者福祉計画・第3期宮古市障がい児福祉計画」との整合を図りながら、令和6年度から令和8年度までの3年間として策定します。

R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
国の成年後見制度利用促進基本計画 【R 4 ～ R 8】				
第3期宮古市地域福祉計画【R 2 ～ R 6】				
		いきいきシルバーライフプラン2024【R 6 ～ R 8】		
		第4期宮古市障がい者計画・第7期宮古市障がい者福祉計画・第3期宮古市障がい児福祉計画【R 6 ～ R 8】		
宮古市成年後見制度利用促進計画 【R 3 ～ R 5】		第2期宮古市成年後見制度利用促進計画 【R 6 ～ R 8】		

3 本市の現状

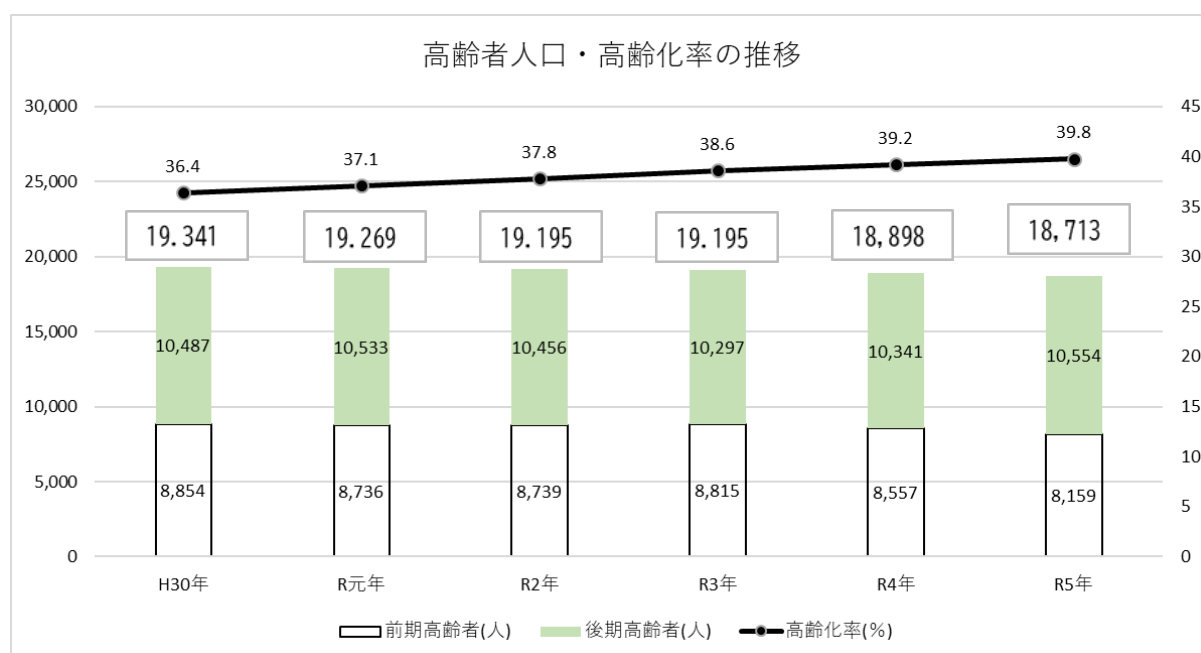
(1) 高齢者人口・高齢化率の推移

宮古市の総人口は6年間で6,148人(11.6%)減少し、また、高齢者人口は638人(3.3%)減少しています。一方、高齢化率(総人口に対する65歳人口の割合)は増加しており、令和5年10月現在、高齢化率は39.8%となっています。

高齢者人口の推移を前後期別にみると、後期高齢者の比率が増加しており、令和5年10月現在、後期高齢者比率(総人口比)は22.4%となっています。

	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
人口(人)	53,181	51,993	50,755	49,500	48,235	47,033
65歳以上(人)	19,341	19,269	19,195	19,112	18,898	18,703
前期高齢者(人)	8,854	8,736	8,739	8,815	8,557	8,159
後期高齢者(人)	10,487	10,533	10,456	10,297	10,341	10,544
高齢化率(%)	36.4	37.1	37.8	38.6	39.2	39.8

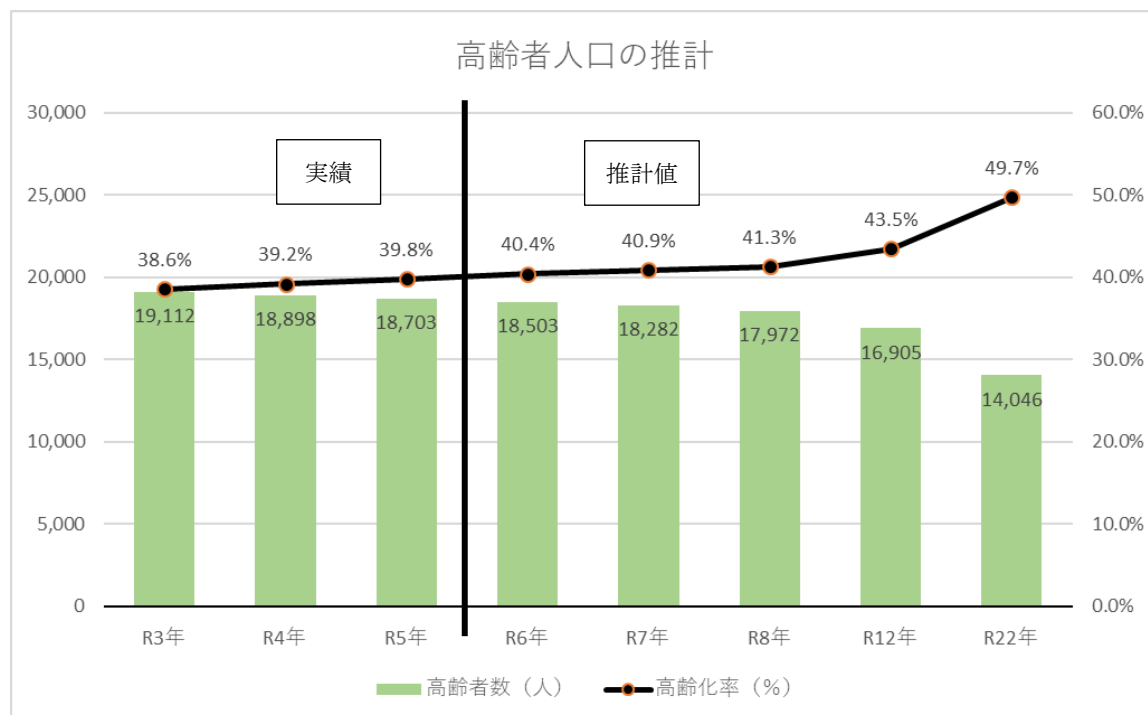
※資料：いきいきシルバーライフプラン 2024



(2) 高齢者人口の推計

いきいきシルバーライフプラン 2024 において、住民基本台帳をもとに高齢者人口の推計を行うと、令和7年では、18,282人（高齢化率40.9%）、令和22年では、14,046人（高齢化率49.7%）になると推計されています。

このことから、高齢者人口よりも総人口の減少率が大きいことから、高齢化率は上昇していくことが予想されます。



※資料：いきいきシルバーライフプラン 2021

(3) 高齢者世帯の状況

宮古市の高齢者がいる世帯では、ひとり暮らし高齢者世帯の増加が著しい状況です。この傾向は今後も続くものと予想されます。

	H22 年	H27 年	R2 年度
一般世帯	22,440 世帯	22,544 世帯	21,152 世帯
施設等の世帯	69 世帯	843 世帯	137 世帯
高齢者のいる世帯	12,062 世帯	12,450 世帯	12,255 世帯
総世帯に対する割合	53.6%	55.2%	57.9%
高齢者夫婦世帯	2,783 世帯	2,996 世帯	2,920 世帯
高齢者のいる世帯に対する割合	23.1%	24.1%	23.8%
一人暮らし高齢者世帯	2,621 世帯	3,193 世帯	3,543 世帯
高齢者のいる世帯に対する割合	21.7%	25.6%	28.9%
その他の世帯	6,658 世帯	6,261 世帯	5,792 世帯
高齢者のいる世帯に対する割合	55.2%	50.3%	47.3%

※資料：国勢調査人口等基本集計

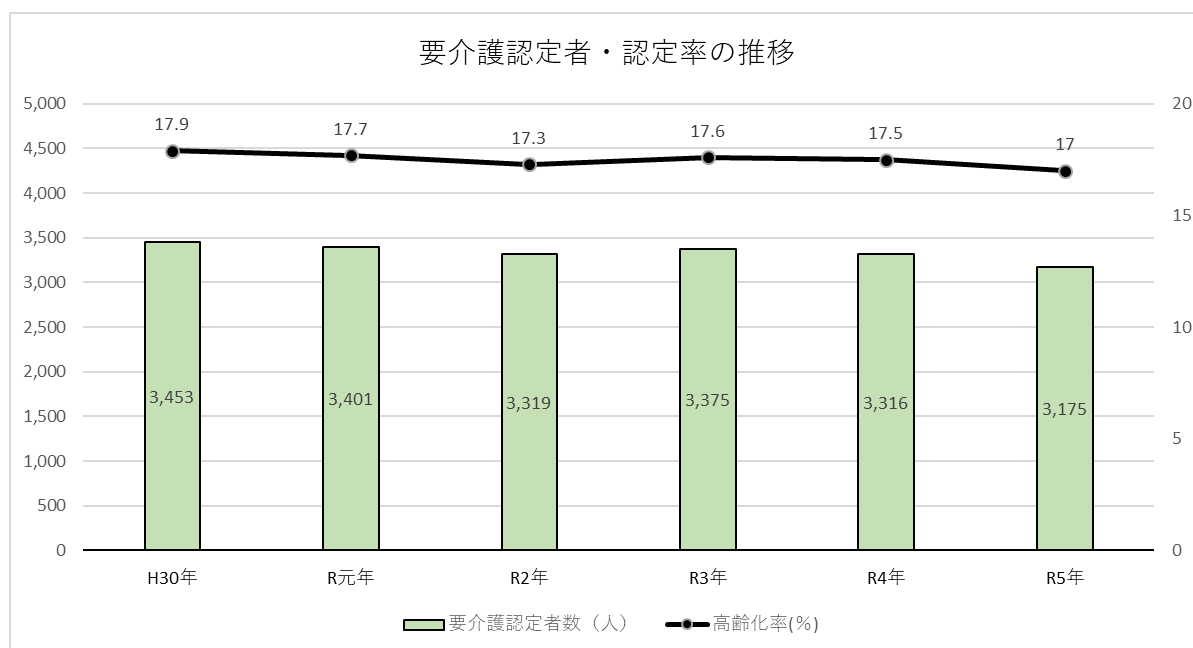
(4) 要介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は減少しており、令和 5 年 6 月末時点で 3,175 人となっています。また、令和 5 年 3 月現在の認定率は、岩手県平均よりも 2 ポイント程度低い 17.0%となっています。

	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
要介護認定者数（人）	3,453	3,401	3,319	3,375	3,316	3,175
認定率（%）	17.9	17.7	17.3	17.6	17.5	17.0

※資料：いきいきシルバーライフプラン 2024

厚生労働省介護保険事業状況報告

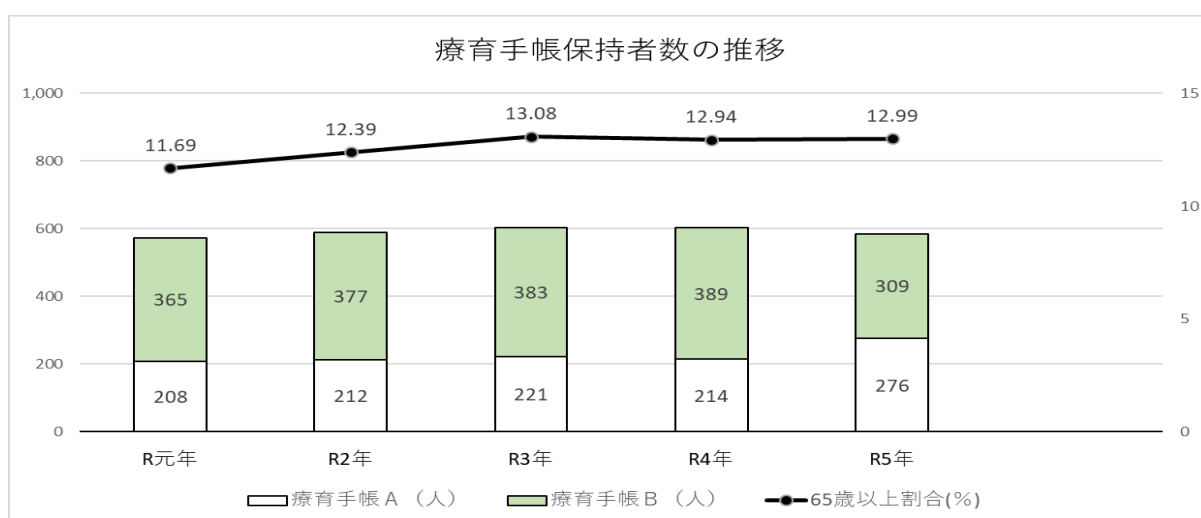


(5) 障がい者の推移

療育手帳登録者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和5年時点で療育手帳登録者数は585人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は634人となっています。

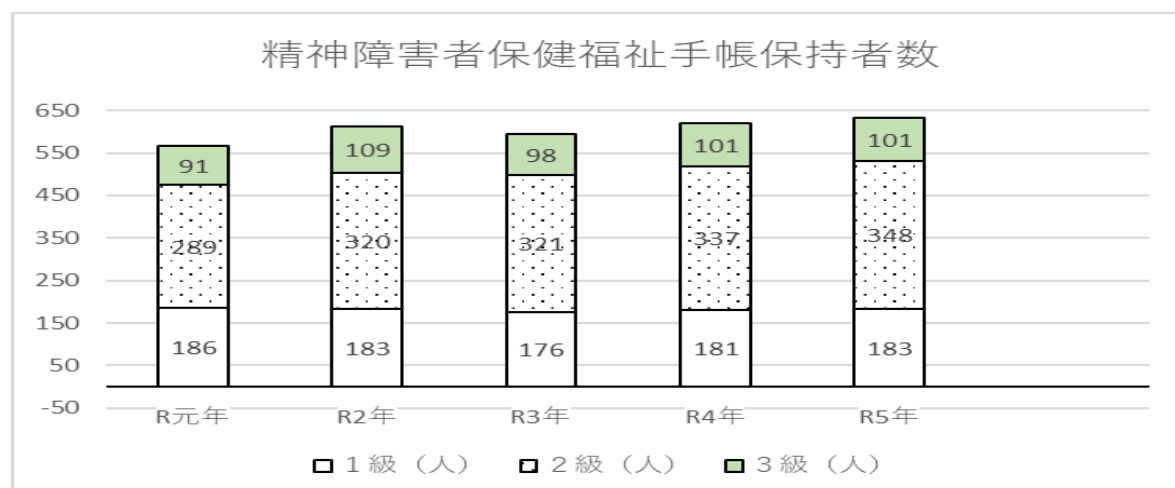
	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
療育手帳所持者数(人)	573	589	604	603	585
療育手帳A (人)	208	212	221	214	276
うち 65 歳以上(人)	35	38	42	40	38
療育手帳B(人)	365	377	383	389	309
うち 65 歳以上(人)	32	35	37	38	38

※資料：療育手帳台帳



	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
精神障害保健福祉手帳所持者数(人)	566	612	595	619	634
1 級(人)	186	183	176	181	183
2 級(人)	289	320	321	337	348
3 級(人)	91	109	98	101	103

※資料：宮古の福祉

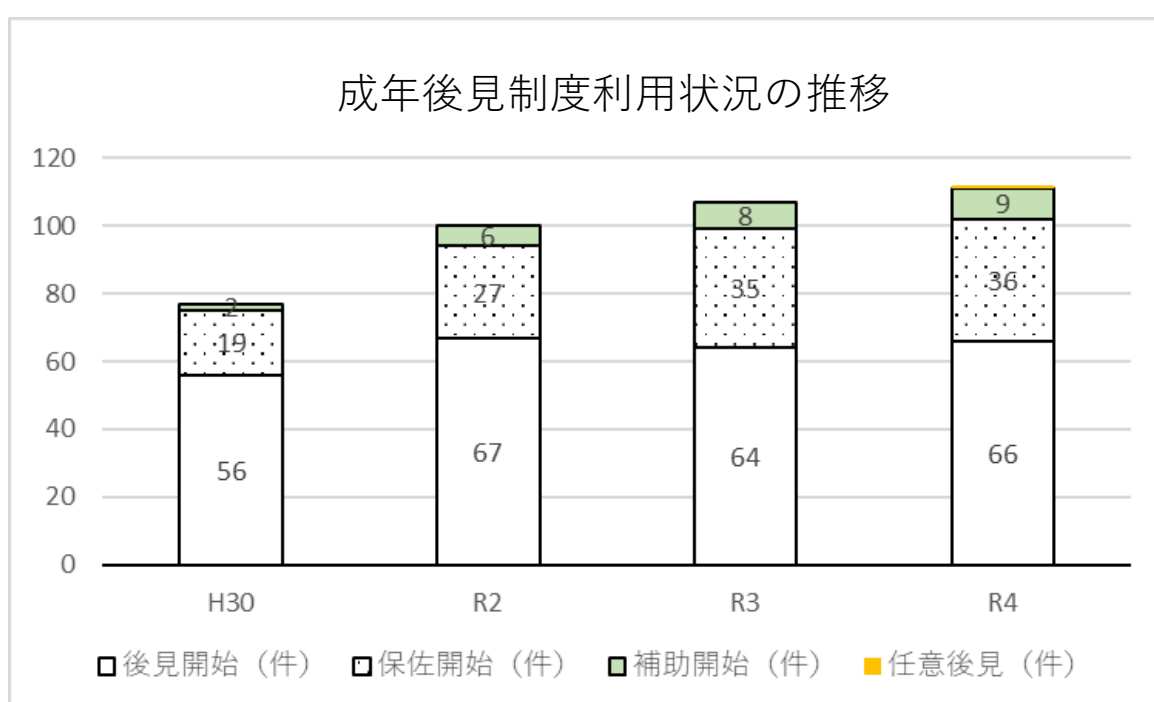


(6) 成年後見制度の利用状況

宮古圏域における成年後見制度の利用者数は、微増の傾向にあり、令和4年12月末現在では、112件が成年後見制度を利用しています。

	成年後見制度の利用者数（各年12月末現在）			
	H30年	R2年	R3年	R4年
成年後見（件）	56	67	64	66
保佐（件）	19	27	35	36
補助（件）	2	6	8	9
任意後見（件）	0	0	0	1
合 計	77	100	107	112

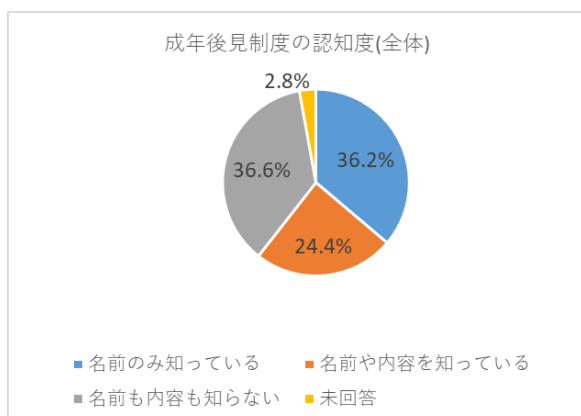
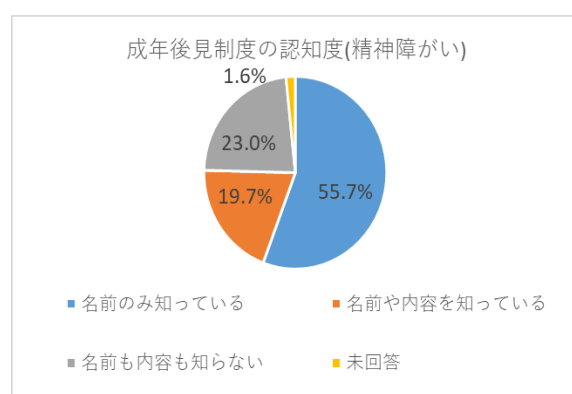
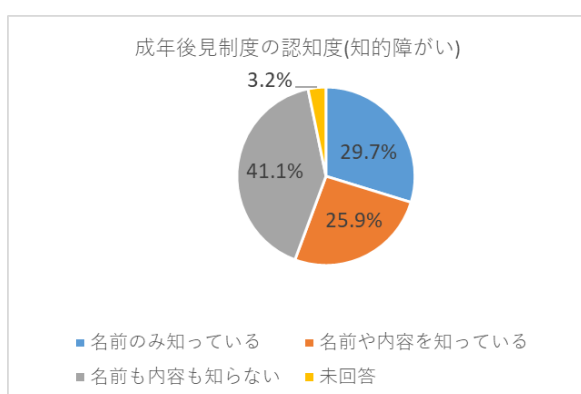
※資料：盛岡家庭裁判所提供資料



(7) 成年後見制度の認知度

令和5年度に実施した障がい当事者アンケート調査において、成年後見制度について、「名前も内容も知らない」人は90人(36.6%)、「名前のみ知っている」「内容を知っている」人は、149人(60.6%)となっており、6割の方が名称は知っていると回答しています。

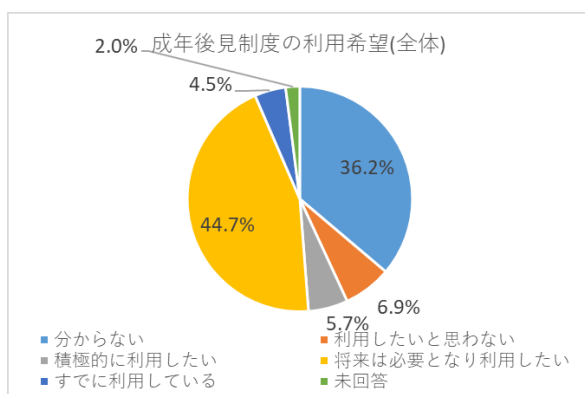
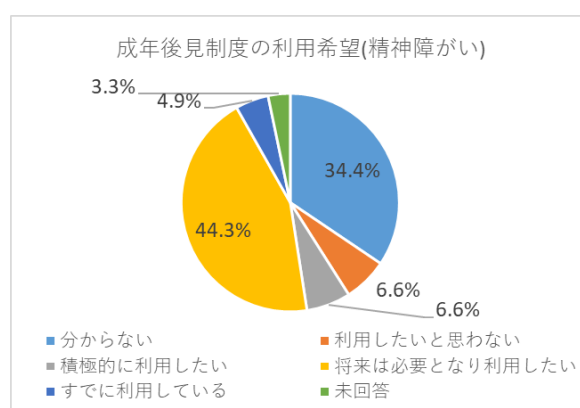
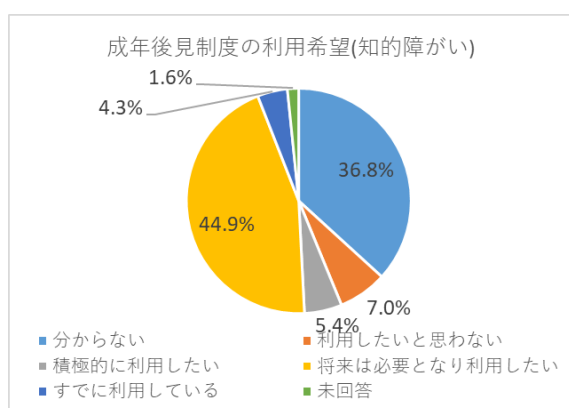
	知的障がい	精神障がい	合計	割合
名前も内容も知らない	76	14	90	36.6%
名前のみ知っている	55	34	89	36.2%
名前や内容を知っている	48	12	60	24.4%
未回答	6	1	7	2.8%
合計	185	61	246	



(8) 成年後見制度の利用希望

令和5年度に実施した障がい当事者アンケート調査において、成年後見制度について、「将来は必要となり利用したい」人が110人(44.7%)となっています。

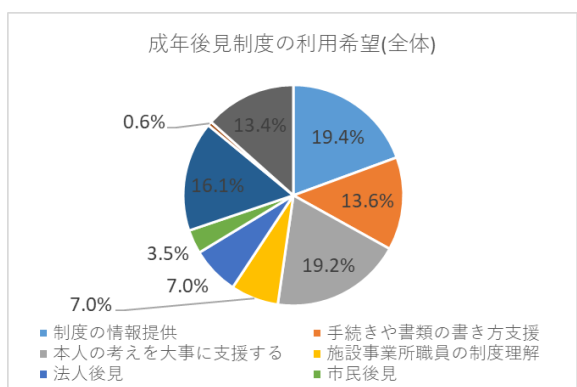
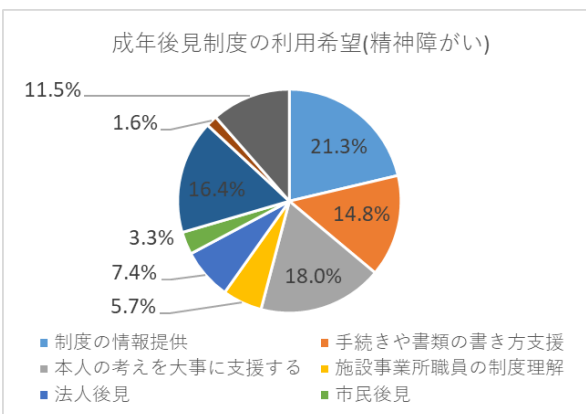
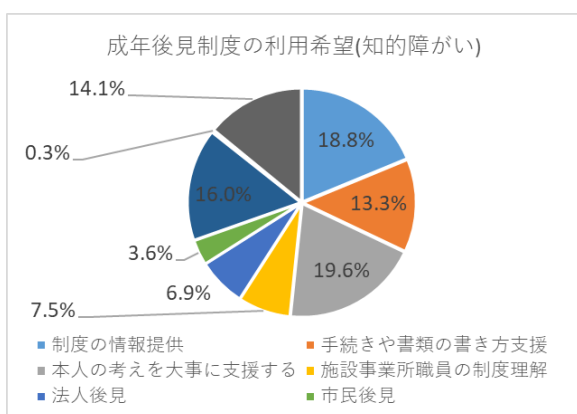
	知的障がい	精神障がい	合計	割合
将来は必要となり利用したい	83	27	110	44.7%
わからない	68	21	89	36.2%
利用したいと思わない	13	4	17	6.9%
積極的に利用したい	10	4	14	5.7%
すでに利用している	8	3	11	4.5%
未回答	3	2	5	2.0%
合計	185	61	246	



(9) 成年後見制度を利用するために必要な取組

令和5年度に実施した障がい当事者アンケート調査において、成年後見制度を利用するために必要な取組について、「制度の情報提供」が94人(19.4%)、次いで「本人の考えを大事に支援する」が93人(19.2%)となっています。

	知的障がい	精神障がい	合計	割合
制度の情報提供	68	26	94	19.4%
本人の考えを大事に支援する	71	22	93	19.2%
申立費用・報酬の負担軽減	58	20	78	16.1%
手続きや書類の書き方支援	48	18	66	13.6%
わからない	51	14	65	13.4%
施設事業所職員の制度理解	27	7	34	7.1%
法人後見	25	9	34	7.1%
市民後見	13	4	17	3.5%
その他	1	2	3	0.6%



4 本市の課題

(1) 人口減少・高齢化への対応

本市においては、今後さらに人口減少や高齢化が進むことが予想されており、一人暮らし高齢者の増加や親なき障がい者の増加が懸念されています。

これらのことから、日常生活等の様々な場面で後見人のニーズが高まることが想定されるため、適切な時期に成年後見制度を利用できる体制の整備が必要です。

また、成年後見制度を利用するためには、裁判所から選任される後見人の確保が重要です。後見人は、裁判所がその人の事情を勘案して、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門的な知識を持っている専門職を選任することになります。

成年後見制度を適切に利用できるよう人口減少が進むなか、後見を受任できる専門職の育成・確保に取り組む必要があります。

(2) 権利擁護支援への対応

今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、障がい者と高齢の親のみの世帯の増加による、権利擁護支援を必要とする方の増加や成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化や増大する見込みとなっています。

こうした状況に適切に対応するため、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域で暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みを強化する必要があります。

(3) 制度理解への対応

障がい者のアンケート結果を踏まえ、成年後見人が必要な方のみならず、成年後見制度に関する情報が届くよう、効果的かつ継続的な周知活動に取り組む必要があります。

また、市民が成年後見制度に関する理解を深め、成年後見制度について話し合える環境の構築に取り組む必要があります。

さらに、成年後見制度の利用を促進するため、後見の受任体制の構築が必要であり、市民後見人も含め、受任者の育成・確保に向けた広報・周知活動を合わせて行う必要があります。

なお、広報活動を行うにあたっては、障がいのある方にも分かりやすく見やすいものとなるよう配慮をする必要があります。

5 成果目標と評価指標の達成状況

令和3年度に策定した宮古市成年後見制度利用促進計画における成果目標及び評価指標の実績は以下のとおりとなっています。

目 標	目標及び指標	現状 (R2)	目標 (R5)	実績 (R5)	評価	今後の取り組み
広報の推進	【成果目標】 障害者へのアンケートにおける成年後見制度の認知度	29%	65.0%	24.4%	未達成	認知度の向上を図るため、評価項目の取組みを強化する。
	【評価指標】 対象者に応じたパンフレットの作成・配付	一部実施	実施	一部実施	未達成	対象者の特性に配慮したパンフレット等の作成に取り組む。
	【評価指標】 多様な媒体を通じた広報活動	未実施	実施	未実施	未達成	SNS やホームページ等の活用に取り組む。
	【評価指標】 住民対象のセミナーの開催	未実施	実施	実施	達成	引き続き、セミナーの開催を行う。
相談機能の充実	【成果目標】 権利擁護に関する相談	351 件	525 件	483 件	未達成	相談機関について、引き続き周知活動に取り組む
	【評価指標】 成年後見センターの設置	未設置	設置	設置	達成	R4 に宮古市社会福祉協議会に委託し設置した。
	【評価指標】 中核機関及び協議会の設置	未設置	設置	設置	達成	R4 に宮古市社会福祉協議会に委託し設置した。
	【評価指標】 協議会の開催	未開催	年2回以上の開催	年1回	未達成	委託先と協議の上、適正な開催について検討する。
成年後見制度利用の促進	【成果目標】 宮古圏域における成年後見制度利用件数	169 件	240 件	185 件	未達成	制度利用が必要な方が利用できるよう、周知活動と受任者数の確保に取り組む。
	【評価指標】 成年後見センターにおける申立て支援の実施	未実施	宮古支部管内の申立件数の40%	未実施	未達成	制度利用が必要な方が、身近な機関で申立てができる体制の構築に取り組む。
	【評価指標】 受任者調整会議の開催	未実施	実施	実施	達成	受任者調整会議の開催について引き続き取り組む。
	【評価指標】 市民後見人活用の検討及び方針の策定	未実施	実施	実施	達成	R5 に設置した検討委員会において、検討等を進める。
後見人支援体制の構築	【成果目標】 成年後見人等の受任者人数	10 人	15 人	10 人	未達成	受任者数の確保のため、支援体制の充実に取り組む。
	【評価指標】 後見人への相談支援の実施	未実施	実施	実施	達成	引き続き、後見人支援のためのネットワーク会議の開催に取り組む。
	【評価指標】 関係者向け研修会の開催	実施	年1回以上実施	実施	達成	研修会の内容等の充実に取り組む。
地域における権利擁護支援体制の整備	【成果目標】 中核機関の共同設置	未設置	設置	設置	達成	R4 から宮古宮古圏域4市町村で共同設置した。
	【評価指標】 中核機関の共同設置	未設置	設置	設置	達成	R4 から宮古宮古圏域4市町村で共同設置した。
	【評価指標】 宮古圏域を対象とした協議会の開催	未開催	開催	開催	達成	各市町村の行政や関係機関から委員を選出し、開催している。

6 本市の取組み

(1) 計画の理念

誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしく暮らせるまち

これまでは、高齢者・障がい者のお金や財産の管理、福祉サービス等の支援は、本人の意思に基づき、家族が中心となっていくものと考えられてきました。

しかし、高齢化や人口減少で世帯の状況が大きく変化し、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦のみ世帯、障がい者と高齢の親のみの世帯の増加が全国的な課題となっており、本市においても、今後も増加していくことが見込まれています。

このような状況を踏まえ、社会的弱者を地域で支え、認知機能の低下や障がい等で判断能力が不十分になっても、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）とする必要があります。

これらのことから、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみのほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が関わる「包括的」なネットワークとしていく取組を進めます。

(2) 計画における取組目標

目標1 広報活動の推進

成年後見制度は、本人が生活をしていくための権利を守る有効な手段ですが、本人や家族、住民や身近な支援者に浸透されていない状況にあります。このことから、適切な時期に必要な支援が受けられず、解決すべき課題が複雑化・困難化することが懸念されます。

そのため、市民・福祉専門職等、幅広く多くの方に成年後見制度や相談窓口について知っていただくことが重要であり、そのための広報啓発活動を推進します。

また、住民等を対象としたセミナーや研修会を継続的に開催し、制度の周知活動に取り組めます。

目標2 相談機能の充実

権利擁護の支援が必要な高齢者や障がい者に関して、本人や家族のみならず、広く市民、医療、福祉等からの相談に応じ、権利擁護支援が必要な方の早期発見・早期対応を図ります。

支援者間のコーディネートを図滑に行えるよう、情報の集約とともに、関係機関との情報の共有を図りながら、必要な権利擁護支援に係る相談体制が構築できるよう調整を行います。

また、相談者が適切な時期に成年後見制度を利用できるよう、相談者への継続的な支援を行うとともに、権利擁護に関する相談をワンストップで受けることのできるよう専門的な窓口を設置し、相談環境の構築に取り組めます。

目標3 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の申立ては、法律で限定されていることや必要となる書類の作成や書類の取り寄せなど、手続きを行う本人や親族にとっては、利用までに困難な課題があると考えられます。

相談窓口や中核機関において、申立てに関する相談や書類作成等の支援を行うとともに、必要に応じて日常生活自立支援事業等の他制度の利用などについても調整することとします。

また、成年後見制度利用を促進するためには、成年後見の受任者を確保していく取り組みも必要であるため、市民後見人など、後見人の育成・支援についても検討することとします。

目標4 後見人支援体制の構築

成年後見人の選任後、本人の地域での暮らしを支えるためには、さまざまな課題に対して、後見人のみならず、多職種の支援者が連携しながら本人の生活を支えていくため、受任候補者や後見人への相談支援や指導・助言を行うとともに、研修会を開催など後見人の支援体制を構築します。

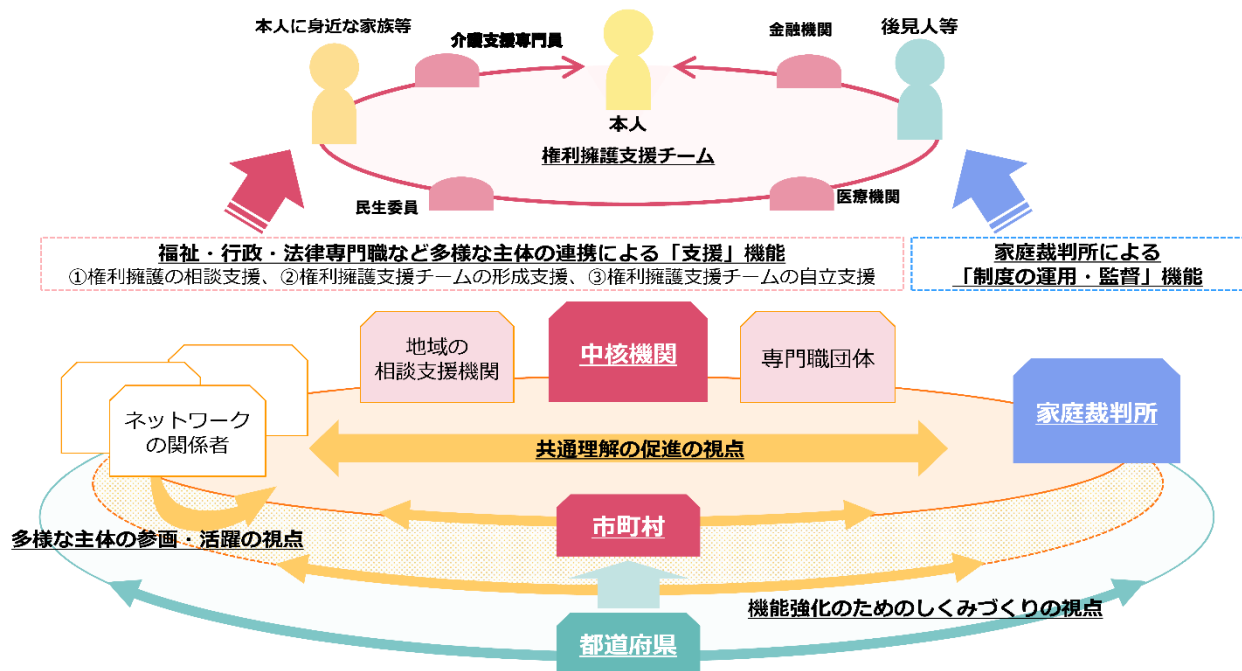
また、成年後見制度などの支援を必要とする方が、将来に渡り支援を受けられるよう、法人後見の在り方について、宮古圏域成年後見センターを中心として調査検討に取り組めます。

目標5 地域連携ネットワークの機能の強化

宮古市成年後見利用促進計画では、地域連携ネットワークの構築に取り組み、令和4年度から宮古圏域成年後見センターを社会福祉法人宮古市社会福祉協議会に委託し、地域連携ネットワークの構築に取り組んできました。

今後は、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画と適切な役割の発揮のもとで持続可能な形で運営することが重要であるため、本ネットワークの機能強化を目指し、共通理解の促進、多様な主体の参画・活躍、機能強化のための仕組みづくりに取り組めます。

地域連携ネットワークの構築と体制



【地域連携ネットワーク】

地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ。

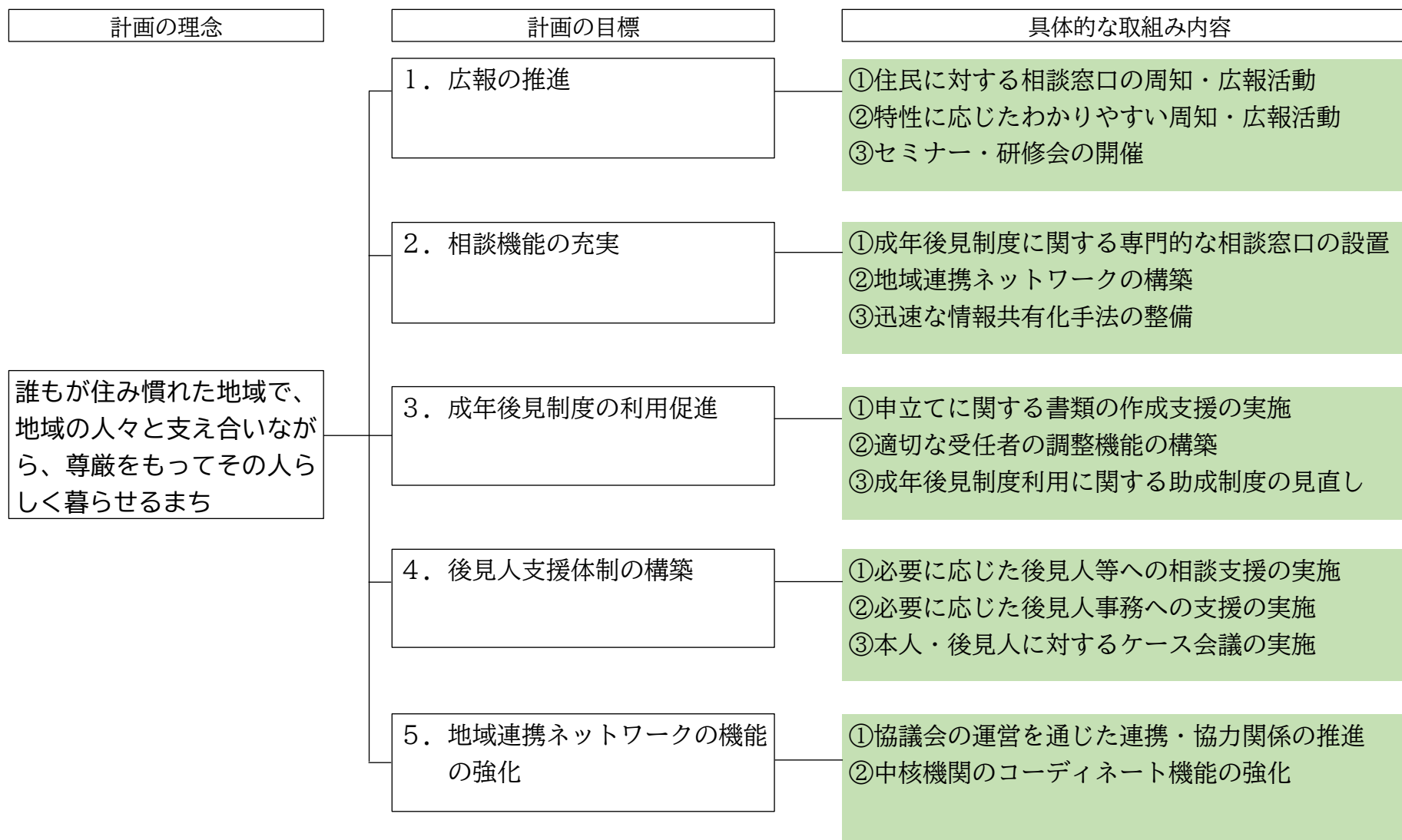
【チーム】

関係する支援者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

【中核機関】

専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関で、広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援機能の4つの機能を有する。

(3) 計画の体系



7 具体的な取組みと成果目標

1 広報の推進					
【取組みの方向性】 住民や関係機関に対して、研修会やセミナーを開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓発活動を行う。					
【具体的な取組み】 ①住民に対する相談窓口の周知・広報活動 ア 成年後見制度に関するパンフレットを作成し、成年後見制度の普及を図ります。 イ 住民に対して成年後見制度や相談窓口など、成年後見制度の利用のために必要な情報を提供します。 ウ 福祉関連の事業実施時に、成年後見制度に関する啓発活動を実施します。 ②特性に応じたわかりやすい周知・広報活動 ア ホームページ等を活用し、成年後見制度に関する情報提供に取り組めます。 イ フリガナや文字の拡大等、障がいの特性に配慮した広報活動を実施します。 ウ 広報活動の手段として、SNS等の活用について検討します。 ③セミナー・研修会の開催 ア 住民を対象としたセミナーを開催します。 イ 支援者、専門職を対象とした研修会を開催します。					
【成果目標】 障がい者へのアンケート調査における成年後見制度の認知度 (成年後見制度について、「名前や内容を知っている」との回答割合) ○R 5 年度：24.4% → R 8 年度：65.0%					
【評価指標】					
実施事業	取組項目	実績 (R 5)	目標値		
			R 6	R 7	R 8
対象者に応じたパンフレットの作成・配布	①	一部実施	一部実施	実施	実施
多様な媒体を通じた広報活動	②	未実施	実施	実施	実施
住民対象のセミナーの開催	③	実施	実施	実施	実施

2 相談機能の充実

【取組みの方向性】

専門的な相談窓口を設置し、一般相談とともに関係機関や支援者の相談支援を実施する。

【具体的な取組み】

①成年後見制度に関する専門的な相談窓口の充実

- ア 成年後見センターにおいて、相談情報を蓄積し、成年後見制度利用が必要となった時期に適切に制度に繋げるよう継続した支援を実施します。
- イ 成年後見制度に係る機関や支援者向けの専門相談窓口を設置し、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ウ 各地域において、身近な関係機関が成年後見制度の相談窓口となるよう、制度に関する理解を深める研修等の実施に取り組めます。

②地域連携ネットワークの構築

- ア 成年後見制度に関する協議会を設置し、関係機関や専門職の連携強化や関係機関等の成年後見制度に関する自発的活動の実施に取り組めます。
- イ 中核機関を中心として、地域連携ネットワークの適正な運用に取り組めます。

③迅速な情報共有化手法の整備

- ア 成年後見制度に関する協議会を開催し、成年後見制度利用促進のため、必要な情報の共有、課題・ニーズ把握を行います。
- イ 成年後見制度利用促進のための調査研究を実施し、関係機関等における取組への支援を実施します。

【成果目標】

権利擁護に関する相談件数

○R 5 年度：483 件 → R 8 年度：600 件

【評価指標】

実施事業	取組項目	実績 (R 5)	目標値		
			R 6	R 7	R 8
関係機関を対象としたセミナーの開催	①	未実施	実施	実施	実施
協議会の適正な開催	②	年1回の開催	年1回の開催	年1回以上の開催	年1回以上の開催
各種調査の実施	③	実施	実施	実施	実施

3 成年後見制度利用の促進

【取組みの方向性】

成年後見制度の利用促進のため、申立者への申立て支援を行うとともに、後見人の受任者の育成及び支援を実施する。

【具体的な取組み】

①申立てに関する相談・支援

ア 申立てに必要な書類等や書き方について、相談・支援を実施します。

イ 適切な申立て支援を実施するため、成年後見センターに社会福祉士等の有資格者を配置します。

②適切な受任者の調整機能の構築

ア 成年後見制度の利用相談を踏まえ、必要に応じて受任者調整会議を開催します。

イ 迅速に受任者調整会議を開催できるように、関係機関と情報共有を図り、連携強化に取り組めます。

ウ 適切な受任者調整を行うため、成年後見センターに社会福祉士等の有資格者を配置します。

③成年後見制度利用に関する助成制度の見直し

ア 成年後見制度の利用促進のため、効果的な費用助成について調査・検討を行います。

イ 専門職後見の実態分析や市民後見のニーズ把握を行い、市民後見人の育成支援に取り組めます。

【成果目標】

宮古圏域における成年後見制度利用件数

○R 5 年度：185 件 → R 8 年度：240 件

【評価指標】

実施事業	取組項目	実績 (R 5)	目標値		
			R 6	R 7	R 8
成年後見センターによる各相談窓口への申立申請に関する支援	①	—	年 15 件	年 30 件	年 50 件
受任者調整会議の開催	②	実施	実施	実施	実施
成年後見センターによる市民後見人育成研修の実施	③	未実施	実施	実施	実施

4 後見人支援体制の構築

【取組みの方向性】

多様な後見人が活動できるよう、後見人の活動に関する相談支援や研修会を開催し、受任に係る負担軽減を図る。

継続した支援を実施するため法人後見の実施について取組む。

【具体的な取組み】

①受任候補者への相談支援の実施

ア 適正かつ継続的に受任できるよう、相談支援を実施します。

イ 相談事例を収集し、情報提供や助言を行い、受任者の確保に取り組めます。

②必要に応じた後見人事務への支援の実施

ア 適正な後見事務が遂行できるよう、指導・助言を実施します。

イ 事務支援を行い、受任者の後見事務の負担の軽減に取り組めます。

③本人・後見人に対するケース会議の実施

ア ケース会議を開催し、本人や後見人の課題解決に取り組めます。

イ ケース会議を通じて、本人や後見人をはじめ、ケースに関係する機関における取り組むべき課題や解決策の見える化に取り組めます。

ウ 後見人向けの研修会を開催し、後見事務を円滑に実施するため、相互理解の促進や課題解決に向けた取組みの実施を促します。

【成果目標】

成年後見人等の受任者人数

○R5年度：10人 → R8年度：15人

【評価指標】

実施事業	取組 項目	実績 (R5)	目標値		
			R6	R7	R8
後見人等への相談支援の実施	①②	実施	実施	実施	実施
後見人向け研修会の開催	③	実施	年1回 以上	年1回 以上	年1回 以上

5 地域連携ネットワークの機能の強化

【取組みの方向性】

地域連携ネットワークが、持続可能な形でその役割を果たせるようにするためには、中核機関のコーディネート機能の強化と、多様な主体による参画や連携・協力を得るための協議会の運営に取り組む。

【具体的な取組み】

①協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進

ア 協議会において、「権利擁護の相談支援」、「権利擁護支援チームの形成支援」「権利擁護支援チームの自立支援」の検討・協議を実施します。

イ 家庭裁判所と連携するため、協議の場を設置します。

②中核機関のコーディネート機能の強化

ア 本人を中心とした、身近な権利擁護支援チームの設置に取り組めます。

イ 専門職団体や当事者団体から助言を受けながら、受任者調整の検討・協議を行えるよう、オンラインのしくみの活用に取り組めます。

ウ 中核機関に権利擁護支援の知見がある専門職を配置します

【成果目標】

協議会における「支援」に関する検討・協議の実施

○R 5 年度：未実施 → R 8 年度：実施

【評価指標】

実施事業	取組項目	実績 (R 5)	目標値		
			R 6	R 7	R 8
協議会の適正な開催	①	年1回の開催	年1回の開催	年1回以上の開催	年1回以上の開催
中核機関への専門職の配置	②	3人	3人	3人	3人

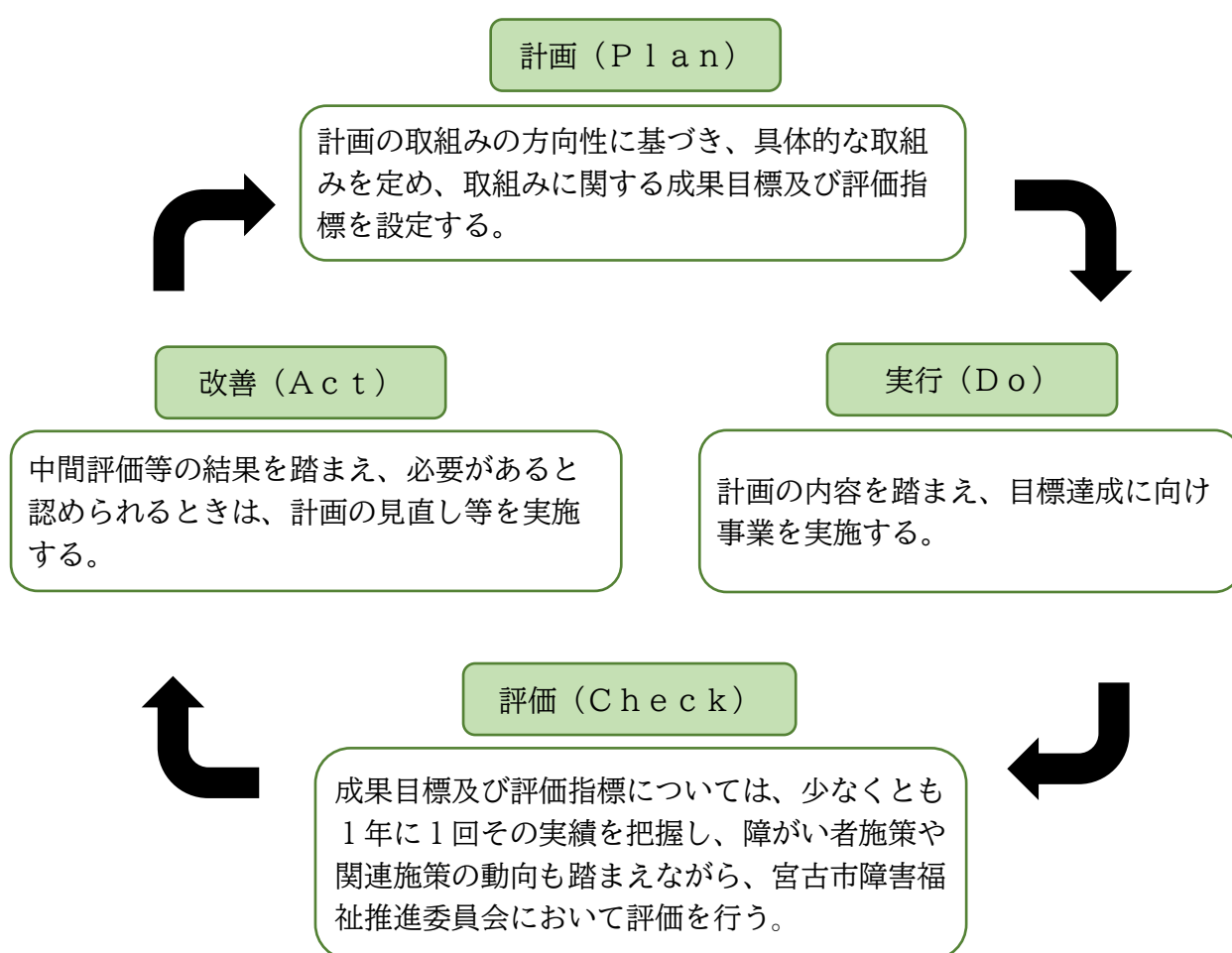
8 計画の進行管理

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となっています。計画の進捗状況については、宮古市障害福祉推進委員会に報告を行い、評価を実施します。

また、中核機関については、宮古圏域4市町村での設置を予定していることから、宮古圏域障がい者自立支援協議会においても報告を行い、関係機関との連携に取り組むこととします。

計画の最終年度である令和8年度には、本計画の評価の状況やアンケート調査によるニーズ把握に基づき、国が新たに作成する基本計画を勘案しながら計画の見直しを行います。

【進行管理と評価】



【参考資料】

○成年後見制度の利用の促進に関する法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の

相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度

の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成年後見制度の利用の促進に関する目標

二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的

かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

- 2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。
- 3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

用語の定義

	用語	解説
か	後見人等	成年後見制度には3種類の類型があり、類型をまとめて本計画では「後見人等」と記載しています。 成年後見制度の類型：後見、保佐、補助
	高次脳機能障害	脳の損傷に起因する認知障害全般を指します。例えば、脳損傷による失語、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害などがあります。
さ	市長申立て	配偶者若しくは2親等内の親族がおらず、親族がいても音信不通等により成年後見制度の審判の請求を受ける見込みがない者で、判断能力が不十分であり、かつ、市が保護のために支援を行うことが特に必要であると認めた者を、市が申立人となって審判請求をすること。
	市民後見人	市町村が行う後見人養成講座を受講し、市町村に登録された者の内、家庭裁判所から市民後見人として選任された者。
	受任者調整	申立前の段階から本人の状況やケース内容に応じて適切な後見人等の候補者を調整すること。
	精神障がい者	統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分な方について、財産管理や福祉サービスの利用等の契約締結等を行い、本人の権利を守る援助者(後見人等)を選ぶことで、本人を支援する制度。
た	地域連携ネットワーク	従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）。
	知的障がい者	知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため何らかの特別な援助を必要とする状態にある者。
	チーム	協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み、支援者間の協力体制。
	中核機関	地域連携ネットワークを構築していくために様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識があり、地域の専門職等から円滑に協力を得ることができる司令塔・事務局・進行管理機能を担う機関(中核機関)
な	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会が実施している金銭管理事業(全く判断能力が無い方は利用できない)。

	用語	解説
な	任意後見制度	本人の判断能力が十分なうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えておく制度です。あらかじめ自分で選んだ代理人(任意後見人受任者)と公証役場で任意後見契約を結び、判断能力が不十分になった場合に、本人・配偶者・4親等内の親族、任意後見受任者が家庭裁判所に申立てることで効力が発生する。
	認知症	様々な原因で脳の細胞が死んでしまい、脳の司令塔の動きに不都合が生じ、障がいが起こることで、生活する上での支障が発生している状態が、おおよそ6か月以上継続していることを指す。認知症を引き起こす主な病気には、アルツハイマー病、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症、脳血管性認知症等がある。
は	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。